

**教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例」に対する意見）**

学校人事課

**1 概要**

令和4年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」（以下「給与改正条例」という。）及び「沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当に関する条例」（以下「期末手当特例条例」という。）に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和4年2月21日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

**2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例」案の概要**

「給与改正条例」案は、令和3年10月の人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の期末手当の支給割合を改定する議案。また、「期末手当特例条例」案は、一般職員との均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の期末手当の支給割合を改正する議案。

**【改正案の内容】**

- ①県の職員及び県費負担教職員の期末手当の支給割合を年0.15月分（再任用職員等は0.1月分）引き下げる。（給与改正条例）
- ②知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の期末手当（令和4年6月支給のみ）の支給割合を0.05月分引き下げる。（期末手当特例条例）
- ③令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月期末手当から減額することで調整を行う。（給与改正条例附則特例措置）
- ④施行日 条例公布の日

**3 臨時代理した意見の内容**

議案「給与改正条例」は、令和3年10月の人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するものであること、議案「期末手当特例条例」は、一般職員との均衡を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。